

平成25年5月22日

会費規程

特定非営利活動法人
安全工学会

(目的)

第1条 この規程は安全工学会（以下「本会」という）の会員及びその入会金・会費に関して定める。

(会員種別)

第2条 本会の会員は以下の7種とし、維持会員・賛助会員・普通会員・名誉会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 維持会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会する個人及び団体
- (3) 普通会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動に参加する個人
- (4) 名誉会員 この法人の活動に対し特に功労があった者及び学識経験者
- (5) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動に参加する学生
- (6) シニア会員 この法人の目的に賛同し活動に参加する65歳以上で当該会員を希望する個人

(7) 研究事業会員 本会が企画する研究事業に携わる個人及び団体

(入会金)

第3条 本会の入会金は、いずれの会員も0円とする。但し、研究事業会員は別途定める。

(会費)

第4条 会費は以下のとおりとする。

- (1) 維持会員 400,000円
- (2) 賛助会員 150,000円
- (3) 普通会員 9,600円
- (4) 名誉会員 0円
- (5) 学生会員 4,800円
- (6) シニア会員 4,800円
- (7) 研究事業会員 研究事業の内容により理事会等で別途定める

(会費の納入)

第5条 会員は、会費を4月末までに納入しなければならない。

2 会員が種別を変更したときは、その年度から変更された会員種別の会費を納入しなければならない。ただし、新会費が旧会費を下回る場合には差額を返戻しない。

3 研究事業会員は第1項にかかわらず納入期日は理事会等で別途定める。

(規程の変更)

第6条 この規定の改訂は、理事会の議決を経て行う。又、その結果については次の総会で報告する。

付則

この規定は平成25年3月理事会にて制定し、平成25年度総会の決議を経て施行する。